

大口定期貯金規定

大口定期貯金規定

1～2. (省略)

1～2. (同左)

3. (利息)

3. (利息)

(1)～(2) (省略)

(1)～(2) (同左)

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の①②の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、②の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の(追加)利率(追加)によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

①次の預入期間に応じた利率

(追加)

a 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- C 1年以上3年未満 約定利率×70%

- A 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- C 1年以上3年未満 約定利率×70%

b 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
- G 3年以上4年未満 約定利率×90%

- A 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
- G 3年以上4年未満 約定利率×90%

c 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- G 3年以上4年未満 約定利率×80%
- H 4年以上5年未満 約定利率×90%

- A 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- G 3年以上4年未満 約定利率×80%
- H 4年以上5年未満 約定利率×90%

②次の算式により計算した利率

(追加)

$$\text{約定利率} = \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

以上  
(令和6年4月1日現在)

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4～15. (省略)

4～15. (同左)

以上

(令和6年4月1日現在)

自動継続大口定期貯金規定

自動継続大口定期貯金規定

1～2. (省略)

1～2. (同左)

3. (利息)

3. (利息)

(1)～(3) (省略)

(1)～(3) (同左)

(4) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の①②の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、②の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が多数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

(4) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の(追加)利率(追加)によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が多数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

①次の預入期間に応じた利率

(追加)

a 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×50%
C	1年以上3年未満	約定利率×70%

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×50%
C	1年以上3年未満	約定利率×70%

b 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
G	3年以上4年未満	約定利率×90%

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
G	3年以上4年未満	約定利率×90%

c 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×30%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
G	3年以上4年未満	約定利率×80%
H	4年以上5年未満	約定利率×90%

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×30%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
G	3年以上4年未満	約定利率×80%
H	4年以上5年未満	約定利率×90%

②次の算式により計算した利率

(追加)

$$\text{約定利率} = \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

(5) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4～15. (省略)

4～15. (同左)

以上

(令和6年4月11日現在)

以上

(令和6年4月1日現在)

(改正後)

(改正前)

(改正理由)

- ・中途解約におけるシステム仕様と記載内容の平衡をとるための改正。

(実施日)

この規定は、令和6年4月11日から実施する。